

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：平成26年9月12日（平成26年（行情）諮問第499号）

答申日：平成28年5月19日（平成28年度（行情）答申第60号）

事件名：2020年までの温室効果ガス削減目標の積算の根拠となる文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

2020年までの温室効果ガス削減目標の05年比3.8%減の根拠となる一切の資料（大臣への説明、各省庁間折衝などで使った資料・メールを含む。）（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の5文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」本文

文書2 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」戦略市場創造プラン（ロードマップ）

文書3 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」短中期工程表

文書4 第6回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 資料3

文書5 各省協議におけるメール

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成26年4月18日付け20140320公開資第1号により資源エネルギー庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、それを取消し、改めて本件請求文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

麻生政権時代の中期目標の選択肢で提示されたような当該資料はないのだろうか。本件対象文書では、どうして3.8%減となるのか全く不明である。例えば、運輸部門で何万k l減るとするのは電気自動車は何万台というような想定があるはずである。他の部門でもそうした想定があると思う。それで初めて積算根拠と呼べるのではないか。加えて、鉄鋼生産量がどれだけというような前提条件もあるはずである。モデル計算はどこに頼んだのか。当方の請求に応えるよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件請求文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、平成26年4月18日付けで、その一部を開示する原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は本件開示請求に対し、本件対象文書に記載されたマクロ経済成長目標や省エネルギー・再生可能エネルギーの対策等を根拠に、2005年比3.8%減という2020年までの温室効果ガス削減目標が出されたため、本件対象文書を本件請求文書として特定し、法5条6号柱書に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

3 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、原処分に対して、開示された文書が「請求内容に対応したものではない」と主張しているため、これについて検討する。

まず、この3.8%減の目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策およびエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとされている。このような目標の性質上、関係省庁において異議申立人が主張するような詳細な積算資料は作成されていない。

3.8%減という数値は、関係省庁間において過去累次の政府による中期目標の検討結果を参考に、本件対象文書に記載されている各種対策を講じた場合の相対的な効果を見込んだものである。

4 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成26年9月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年4月22日 | 審議 |
| ④ 同年5月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書5である。

異議申立人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の

特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求にある「2020年までの温室効果ガス削減目標の05年比3.8%減」とは、日本政府が平成25年11月に開催されたCOP19（国連気候変動枠組条約第19回締約国会議）において表明した温室効果ガス削減目標であり、第27回地球温暖化対策推進本部（以下「第27回会合」という。）において、環境大臣が提案し、本部員の理解を得たものである。

地球温暖化対策推進本部は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により内閣に設置され、本部長は内閣総理大臣、本部員は全ての国務大臣である。

イ 文書5は、第27回会合で配付資料として環境省が提出した①「COP19に向けた温室効果ガス削減目標について」及び②「カンクン合意履行のための地球温暖化対策について」について、内閣官房が事前に関係省庁へ意見提出の依頼を行った電子メール、電子メールに添付された環境省作成の①及び②の原案である。

資源エネルギー庁は、意見の提出を行っていないが、関係省庁で協議した結果、上記削減目標が確定した。

当該目標は、当時、原子力発電の活用の在り方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であったことを踏まえて、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定したものであり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとされていたため、資源エネルギー庁において、詳細な積算資料は作成していない。

ウ 3.8%減の目標値は、森林吸収源や二国間オフセット・クレジット制度の活用に加え、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略や同年10月の第6回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会で審議された地球温暖化対策についての取組などの各施策を実行に移した総体的な効果を見込んだものであるため、文書1ないし文書4を特定した。

(2) 諮問庁から、本件対象文書及び第27回会合資料の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)の説明のとおりであり、本件対象文書は本件請求文書に該当すると認められ、温室効果ガス削減目標の設定に係る経緯は上記(1)イのとおりであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書の存在をうかがわせる事情

も認められないことから、資源エネルギー庁において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、資源エネルギー庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久